

岡山県大学図書館員研修会会則

(名称)

第1条 本会は、岡山県大学図書館員研修会という。

(会員)

第2条 本会は、この会の目的に賛同し、会則に従う岡山県下の大学図書館員を主体にして組織する。

- 2 本会は、個人加入の組織である。
- 3 会員は本会のすべての事業に参加し、会報の配付をうけることができる。

(入会および退会)

第3条 この会に新たに入会しようとするものは、会費を添え、次に掲げる事項を記載した入会申込書を委員長に提出する。

- (1) 氏名・氏名ふりがな
- (2) メールアドレス
- (3) 所属機関名
- (4) 所属機関住所・郵便番号・電話番号
- (5) 所属機関が無い場合は自宅住所・郵便番号・電話番号

2 会を退会しようとするものは、委員長に届け出ることとする。また会費の支払い義務を無断で当該年度内に履行しなかった場合は会員としての資格を失う。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の理解と協力を促進し、大学図書館の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 研究・調査
- (3) 研修活動
- (4) その他の必要な事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長：1名
- (2) 委員：若干名
- (3) 監事：2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し、会務を主宰する。
- (2) 委員は、委員長を補佐し、会務を分担する。
- (3) 監事は、会計を監査する。

(役員の出選と任期)

第8条 委員長、委員は、会員中から総会において選出する。

- 2 監事は、委員長、委員以外の会員より、総会において選出する。
- 3 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 本会は、毎年1回の総会を開催する。

- 2 本会は、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 臨時総会の開催は、電子メール等による回覧会議(提案・意見の交換及び決議)をもって審議にかえることができる(以下、総会、臨時総会および回覧会議は「総会等」とする)。
- 4 総会等は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 5 総会等の成立、議決にあたり、事前に委任状を提出した場合は、出席したもののみならず、白紙委任状は、委員長への委任とみなす。
- 6 電子メールの場合は、3分の2以上の回答をもって出席・成立とする。
- 7 総会は、次の事項を審議し議決する。
 - (1) 会務報告に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 予算および決算に関する事項
 - (4) 役員を選出に関する事項
 - (5) その他必要な事項

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、その他をもってあてる。

- 2 会員は、会費として年額500円を年度内に納める。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第11条 本会則の変更は、総会の議決による。

(申合せ)

第12条 必要に応じて、この会の運営等に関する申合せを別に定めることができる。

附則

この会則は、昭和57年4月24日から施行する。

附則

この会則は、昭和58年8月から施行する。

附則

この会則は、平成10年5月9日から施行する。

附則

この会則は、平成22年5月22日から施行する。

附則

この会則は、平成27年8月9日から施行する。

附則

この会則は、令和7年7月5日から施行する。